

うな都市構造の実現に向けて、以下の施策を講ずる。

- (1) 大都市圏においては、工場跡地等の低未利用地、市街化区域内農地の有効利用、低層密集住宅地の整備等により住宅宅地供給を促進する。
- (2) 国民の居住地選択の拡大を図ることを通じ、良好な通勤状況にある地方への定住等を促進するため、多極分散型国土の形成等を図る国土政策を着実に実施する。
- (3) 大都市の都心部において、良質な賃貸住宅を中心とする多様な住宅供給や土地の有効利用等を図り、都心居住を推進する。
- (4) 大都市近郊、業務核都市等の周辺部、地方都市部において、適切な立地の良質で魅力ある住宅地の供給を図る。
- (5) 大都市圏を中心とした長時間通勤の是正に資するため、新線の建設等の鉄道整備、ボトルネック解消等の道路交通渋滞対策等の交通政策を着実に実施する。
- (6) テレワーク等の勤務形態の変革に資する高度情報通信社会の構築のための政策を着実に実施する。

第7節 地域の多様性に応じた豊かなくらしの実現

1. 大都市圏における豊かなくらしの実現

大都市圏においては、諸機能の集積を背景に、多様な利便性の享受の機会に恵まれる等の利点が多いものの、都市・住環境整備の立ち後れ、交通混雑、大規模災害の懸念、身近な自然の喪失等の問題が依然として見られる。また、都心部に限って見れば、人口の空洞化による既存社会資本ストックの遊休化等の問題も生じている。このため、以下の施策を実施する。

- (1) 良質な住宅及び住宅地の供給を進めることと併せて、都市・住環境整備を推進し、また、都心部においては、居住支援機能の維持・強化等を図ること等により、大都市圏全体について水と緑豊かでゆとりある都市空間としての整備を図る。
- (2) 複々線化等の鉄道整備を推進するとともに、輸送需要の平準化に資する時差通勤制度、フレックスタイム制度の一層の普及に努め、鉄道混雑の緩和を図る。また、道路ネットワークの効率的な整備と併せて、相乗りの促進、公共交通機関への乗り継ぎの促進等の交通需要マネジメント施策を実施する。
- (3) 都市防災構造化等防災対策を推進し、大規模災害時における被害の軽減を図る。
- (4) 東京圏においては、首都機能の移転も視野に入れ、業務核都市の育成による諸機

能の適正配置を図り、諸機能の東京都区部への一極依存構造に起因する問題に対処する。

2. 地方都市における豊かなくらしの実現

(1) 地方都市の現状と課題

戦後我が国の経済力や所得水準は着実に向上してきたが、その高さ比べて生活の豊かさが実感できないとともに、多くの地域で自然の減少や生態系への悪影響が見られ、地方都市においても自然や都市の景観に美しさが失われようとしている。また、地方中枢・中核都市の多くについては着実な発展が見られるものの、その他の生産条件、居住条件の不利な地方中小都市等においては人口減少・高齢化が急速に進行しており、国土資源の適正管理やコミュニティの維持が困難になっている。このため、各地域が自らの判断と責任の下に主体的に地域づくりに取り組めるような枠組みを作り、国土全体の状況や時代の変化に適切に対応したグランドデザインや地域づくりの新たなコンセプトを構築する。

(2) 質の高い交流基盤の形成

豊かなくらしを実現するとともに、グローバルな経済に適切に対応するため、いつでもどこでも一定水準の都市的な社会・経済の諸機能・サービスを楽しむ交流基盤として、質の高い交通・情報通信インフラを整備するとともに、新しい国土軸や地域連携軸について検討を深める。

なお、高度情報通信社会の構築に当たっては、地方が後れることのないよう全国的に整備し、情報通信ソフトの円滑な提供を図る。

(3) 個性豊かな地方のくらし

地域のイニシアティブにより、豊かな自然や個性的な伝統文化をいかしたゆとりあるくらしの実現を図る。また、「まちおこし」、「村おこし」や地域の国際化等を通じ、多様化する国民の価値観に対応した地域固有の「かお」を創造することなどにより、地方定住志向の定着を図る。

このためにも、地域をリードする人材を育成・招請するとともに、地域から全国に情報を発信していくことが必要である。

3. 中山間地を含む農山漁村における豊かなくらしの実現

農山漁村、特に高齢化等の著しい中山間地域においては、消費者等のニーズを踏ま

え、多様な経営の相互連携を通じ地域ごとの条件をいかした特色ある農林水産業の展開を図る。また、域内資源の活用やアクセス条件の改善による多様な就業機会の創出、人材の確保・育成等を通じ、地域の活性化を促す。同時に、都市と比べ遅れている生活排水処理施設等の生活環境基盤の効率的・効果的な整備を推進する。また、農山漁村集落及びその周辺の景観保全に努めるとともに、農林地等の保全を通じ公益的機能の十分な発揮を図り、都市住民もこれらのアメニティを享受できるよう、滞在型余暇活動の条件整備を進める。さらに、情報通信の高度化を図り、地域からの発信を促す。

第8節 消費生活の充実のための内外価格差是正・縮小

我が国は、名目所得が世界で最も高い国の一つとなったが、物価水準が他の諸国と比較して割高であり、名目所得の高さほどには生活の豊かさを感じる事ができない。内外価格差を早急に是正・縮小し、消費者の多様な選択の幅を拡大し、国民に豊かさをもたすため、生計費の購買力平価をこれまで以上に改善する必要がある。

1. 規制緩和の推進

競争を活発化し、生産性の低い分野の生産性を上昇させ、内外価格差を是正・縮小するために、規制緩和を推進する。このため、3年間に前倒しされた規制緩和推進計画を着実に実施するとともに、透明性を確保しつつ定期的に見直しを行い、改定する。

2. 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとし、また、規制緩和後において競争制限的行為が行われることのないよう、独占禁止法の厳正な運用を行うなど競争政策の積極的展開を図る。

3. 合理的な商慣行と消費者行動

流通系列化、建値制、リベート制等を利用し、さらに再販売価格維持制度により行うものを含め、メーカーが小売価格の形成等に関与しようとする民間慣行等は価格形成の伸縮性を阻害し、価格を割高で硬直的なものとする傾向があった。また、日本人の消費者行動には、外国に比べ価格感応度が低く、品揃え、ブランドイメージ等を重視することや品質等について極めて要求水準が高いという傾向が観察される。

このため、規制緩和等を促進することにより、競争阻害的な民間慣行が是正され、

価格弾力的な消費者行動が可能となるような環境整備を図る。また、コスト構造や制度面の違い等を含めた広範な内外価格差調査及び要因分析を実施し、その結果を規制緩和の推進に反映させるとともに、調査結果の適宜適切な公表等による情報の一層の提供を行うことにより、情報格差をなくし、事業者、消費者の合理的な行動を促進する。

4. 適切な公共料金政策

公共料金等価格規制については必要最低限のものとしつつ、低廉で良質なサービスの確保を図るため、競争的環境の整備、経営の効率化等の推進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定のあり方の検討、料金の多様化、弾力化を推進する。公共料金の改定に当たっては、公共料金関連事業の内容の透明性を確保し、国民の十分な理解を得るよう、情報公開を進める。

5. 輸入・対内直接投資の推進

輸入の促進や対内直接投資の拡大による競争を促進させる観点から、市場開放措置や輸入促進地域、輸入関連インフラ等の整備、税制・金融上の措置等の輸入促進支援策を実施するとともに、我が国の高地価等の対内直接投資阻害要因を是正し、競争制限的な慣行等の輸入阻害要因の削減に努める。

第9節 有限な資源、環境保全に配慮した社会の構築

1. ごみゼロ社会の実現と省エネルギー・省資源、地球温暖化問題対策の推進

(1) 環境への負荷が少なく、環境と調和した持続可能な経済社会構築の一環として、大気汚染問題、水質汚濁問題等への対応とともに、廃棄物循環型の「ごみゼロ社会」の構築を目指す。その際、廃棄物・リサイクル対策の第一は廃棄物の発生の抑制、次いで再使用、再生利用、熱回収を伴う焼却処理等、埋立等という優先順位に従い、適切な処分方法を選択する。このため、国、地方公共団体、事業者、消費者等すべての社会構成員の主体的参加と協力、役割分担により、ハード（設備）、ソフト（社会的仕組み）を総合した社会インフラを整備・確立する。

具体的にハードの面では、一般廃棄物を単に燃やして埋める処理から極力リサイクルを推進するための設備、また焼却処理の熱エネルギーを活用するごみ発電等の

設備の整備を進める。ソフトの面では、廃棄物発生抑制、回収、再使用、再生利用、適正処分に関する社会制度を確立し、そのためのインセンティブメカニズムの導入・活用を努める。以上により、21世紀初頭を目途に一般廃棄物循環型処理率をほぼ100%とすることを旨とする。

また、くらしの中の環境配慮をいかすよう啓発活動・環境教育・情報提供を一層促進するとともに、自然と共生し、省エネルギー・省資源等のエネルギー消費効率向上・環境保全行動を促進するインフラ整備等各般の施策の実施に努める。さらに、生物多様性国家戦略に沿った施策を推進する。

(2) 地球温暖化問題について、我が国のCO₂排出総量は、92年度には既に一人当たり排出量が90年度水準で安定化した場合の2000年度の見通しの水準に達していた等、2000年における目標の達成に向けて一層の努力が必要な状況にある。このため、気候変動に関する国際連合枠組条約を着実に実施し、国際的連携を図りつつ、地球温暖化防止行動計画に基づきCO₂等の温室効果ガス排出抑制や吸収・固定の拡大、技術開発及びその普及等に努め、同計画に定める目標を達成するものとする。また、第1回締約国会議の結果を踏まえ、国際的な枠組み作り等に向けて積極的に努力する。

2. 市場機能を活用した仕組みによる環境保全

環境と調和した経済社会構築のためには、様々な対策を複合的・総合的に組み合わせることとする。その中で、汚染者負担の原則の下、環境コストを価格に反映させるというルールを国民の理解を得て確立し、その実現のための経済的措置の活用について検討を進める等、可能な限り市場の機能を積極的に活用する。ただし、経済的措置について具体的措置の導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力する。また、環境関連産業発展の基盤整備を行い、環境保全関連製品等の供給・利用の促進を図るほか、環境関連の基礎的な技術開発を推進する。

第10節 文化の重視

人々が心にゆとりと潤いを持って生活する上では、経済性、機能性、効率性といったこれまでの評価基準に加えて、文化を重視していく必要がある。こうした考え方に立って、人々が文化に身近に触れ、自らも創造的な文化活動を行うことができるような環境作りをするとともに、国内外における文化の保存に積極的に貢献していくこととする。

例えば、音楽、絵画等様々な芸術を鑑賞する機会及び自らが文化活動に参加する機会の拡充を図るとともに、文化活動に携わる人材の養成や文化に関する総合的な情報提供を行う。また、企業による文化支援活動や文化団体による文化活動の促進を図る。さらに、史跡の整備や地域の伝統芸能の保存振興等を図っていくことにより、人々が地域の歴史や伝統に親しめる機会を拡充する。

また、我が国の都市や地域の国際的に見た文化的な魅力を高めて、諸外国の人々が日本を訪れるようにすることや、国民の繊細な美意識、伝統的工芸・技術等を今日の産業にいかしていくことを通じ、日本の文化を世界に発信していくことは、経済の活性化に資することになる。

第6章 地球社会への参画

グローバリゼーションの進展の下、世界経済の中で大きな比重を占める我が国は、世界の平和と繁栄の目立たない受益者に留まることはできない。我が国としては、自らが経済システムを改革し、その国際的調和を図るとともに、世界の望ましいあり方や、その実現のための道筋、すなわち、ブランド・デザインについて、自らの考え方を世界に向けて提示し、地球社会の発展に積極的に参画していく。

第1節 内外に開かれたシステムの構築

1. 制度・仕組みの国際的調和の推進と市場アクセスの一層の改善

制度・仕組みの国際的な調和を進め、市場アクセスの一層の改善等を図ることが、緊急の対応を要する重要課題となっている。このため、以下の施策を講じていく。

(1) 規制緩和の推進

「規制緩和推進計画」を着実に実施するとともに、フォローアップの充実、毎年度の見直し・改定を行っていく。また、競争政策の積極的展開を図るため、独占禁止法の運用強化、競争政策の国際的調和の推進を図る。

(2) 輸入促進及び投資環境の整備

OTO（市場開放問題苦情処理体制）の機能を一層活用する。また、輸入協議会の機能を積極的に利用するとともに、対日投資会議の活用を図る。情報提供や金融、税制面の支援策の活用や総合的土地政策の推進による高地価の是正等投資環境の整

備を図ること等により製品輸入と対内直接投資の拡大を図る。

(3) 輸入促進地域等

輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）、輸入関連インフラ等の整備を、地域経済の発展、地域社会との共生との視点も踏まえ進める。

(4) 基準・認証制度

基準・認証制度等については、基準や、認証方法等に関し、国際的な整合性を図るとともに規格・基準の相互承認制度の導入等のため、各国・地域との協議を進める。

2. 調和ある対外経済関係の形成

(1) 国際的に調和のとれた対外均衡の達成

経常収支の黒字額は、世界の経済動向等によっても、大きく影響を受けるものであり、我が国の政策のみによって、コントロールできるものではないが、我が国としては、現在縮小傾向にある経常収支の黒字を更に大幅に削減するとの強い決意の下、我が国経済構造の改革や輸入促進策等を更に進めることにより、国際的に調和のとれた対外均衡の達成に努める。

(2) 為替レート of 安定等

為替レートについては各国経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが望ましく、そのためにも、インフレなき持続的成長を目指した経済運営が重要である。短期的・思惑的な為替変動が生じた場合には、今後とも為替市場における緊密な協力など、主要国と協議・協調しつつ対応していく。

さらに、為替レートは、円高が急激に進んだ局面においては、我が国輸出産業への影響などデメリットの面が強調される傾向が強い。しかしながら、本来、円レートの上昇は、我が国経済にデメリットのみならずメリットをももたらすはずのものであり、円高のメリットをも享受しやすい体質へ我が国の経済構造を転換していくことが必要である。

(3) 円の国際化

円の国際化の進展は、基本的には我が国企業等の為替リスクの管理を容易にする等望ましい方向であると言える。我が国の貿易・資本取引の大きさ・役割にかんがみ、今後、更に円の国際化が進むと考えられる中で、我が国としては、引き続き、金融・資本市場へのアクセス改善等一層の環境整備を進めていく必要がある。

第2節 世界経済の枠組み作り等への積極的参画

1. マクロ経済政策協調・構造政策協調

(1) マクロ経済政策協調

マクロ経済運営に当たっては、自国のインフレなき持続的成長を図ることが基本であり、そのことが結局は世界全体の経済発展にも資することになる。また、国際的な協調を重視するあまり、自国の経済運営を歪めてしまってはならない。こうした考え方を踏まえ、各国の経済動向が相互に影響を与え合うこともあり、我が国としても、先進国首脳会議、OECD、G7等の場を通じ、経済動向について共通認識を得、政策運営について率直な意見交換に努めるなど、政策協調を進める。

(2) 構造政策協調

マクロ経済運営に関連する事項のみならず、ヨーロッパの高失業率等の構造問題等についても、様々な場を利用し、意見交換を行うとともに、政策面の協調を図る。

2. 貿易・投資の枠組み作り

(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化

自由で開かれた貿易の枠組みの下で発展してきた我が国としては、世界的な多角的自由貿易体制の維持・強化へのモメンタムを維持し、今後、より多くの国々がこの枠組みに参加し、また、WTO協定の着実な実施と自由で開かれた貿易・投資の枠組みの更なる発展が図られていくよう、一層の努力をする。

このため、各国のWTO協定の実施状況を厳しく監視し、貿易相手国の政策に問題があればその是正を求めていくとともに、WTOの紛争解決手続を適切に活用していく。

(2) 貿易・投資の枠組み作りへの積極的参画

ウルグアイ・ラウンド後の新たな課題として既に国際的な論議が始まっている諸テーマや、各国の規制制度の改革等に関し、以下のような考え方にに基づき、OECD等における国際論議に、より一層積極的に参画していく。

① 貿易と労働基準をめぐる国際的な論議が、偽装された保護主義に結びついていかないう、OECD等の場で積極的な働きかけを行う。

② 輸入増大への緊急措置としては、一時的な輸入制限（いわゆるセーフガード措置）が認められているが、産業の構造改善及び転換を円滑にするための国内政策

も重要であることについて、国際的な議論を喚起していく。

- ③ 貿易と環境との関係の問題については、「環境と開発に関するリオ宣言」等において、原則的な考えが示されており、持続可能な開発の実現に向け、貿易と環境を相互に支持的なものとするべく、十分な検討を進めていく。
- ④ 多国間協議の場を利用し、貿易と競争政策との関係の問題については、競争政策の推進、競争制限的な貿易政策への規律の強化等に関し、議論を進め、また、規制制度の改革についても、議論を深めていく。
- ⑤ 投資の更なる自由化については、OECDでの「多数国間投資協定」策定に向けた作業やAPECでの投資自由化の議論などに積極的に参画していく。
このような投資ルールの策定に当たっては、途上国もその枠組みの内に入ることが重要である。
- ⑥ 地域経済統合が、多角的自由貿易体制の維持・強化への努力を減殺することのないよう、また、域外に対し貿易制限的にならないよう、監視を行い、問題があれば国際的な議論を喚起していく。なお、APECについては、「開かれた地域協力」を目指す。

第3節 アジア太平洋協力における我が国の積極的な役割

世界経済の中でも、活力に満ちた地域となっているアジア・太平洋地域においては、APECによる地域協力の枠組みが形作られてきており、我が国の役割に対する期待も大きい。APECにおいては、我が国は、その経済力、技術力等を地域の課題解決のため活用するだけでなく、域内で協力しながら解決すべき課題の選定、課題解決のための枠組み作り、域内の貿易・投資の枠組み作りについても積極的に参画する。

1. 貿易・投資の自由化・円滑化

APECにおいては、昨年(1994年)のボゴール宣言を受け、域内の貿易・投資の自由化・円滑化が重要な課題の一つとなっている。この目標達成のため、我が国としては、本年(1995年)の大阪会合において採択された包括性・WTO整合性・同等性・無差別・透明性・スタンスティル・同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル・柔軟性並びに協力を一般原則とした「大阪行動指針」に沿い、今後、明年(1996年)のAPEC関係会議に向け我が国としての「行動計画」を策定する。

また、大阪会合においては、各メンバーが貿易・投資の自由化・円滑化に真剣に取

り進む決意を内外に示すための具体的な自由化・円滑化措置を「当初の措置」として提示した。我が国としても697品目につきウルグアイ・ラウンド合意の関税引下げの約2年間前倒し実施、基準・認証・輸入等を中心とする50項目の新たな規制緩和策等を提示した。

「大阪行動指針」の実施及び「当初の措置」により、自由化が加速され、域内のビジネスに目に見える利益をもたらすことが期待される。

2. 多面的協力の重視

また、発展段階の異なる国々等の集まりであるAPECにおいては貿易・投資の自由化・円滑化のみならず、メンバーの特性をいかした経済・技術協力も進めるべきである。このため、我が国としては経済・技術協力についても、持続可能な成長及び衡平な開発の達成を目指した「大阪行動指針」に沿い、これまで我が国が提案してきたいわゆる「3Eスタディ」に基づいたエネルギー・環境面の協力、「前進のためのパートナー(PFP)」による協力、税関手続・基準・認証分野における協力、中小企業大臣会合を通じた中小企業等育成のための協力など、域内の諸課題の解決に向けた協力等を進めていく。

さらに、大阪会合では、我が国は他のAPECメンバーに対しても貿易・投資の自由化・円滑化に係る積極的協力を期待する旨呼びかけを行ったところであり、我が国としては、これに関連する協力事業を拡大するべく、APEC中央基金に、必要に応じ、適切な案件の形成を受ける形で今後数年間で合計100億円を上限に拠出することとする。

3. 更なる発展の確保

アジア太平洋地域における急増する人口及び急速な経済成長により、食料及びエネルギーの需要並びに環境への負荷が急激に増大すると予想され、この地域の経済的繁栄を持続可能なものとするため、長期的課題として、これらの相互に関連した広範な問題を取り上げることとし、共同行動に着手する方法について更に協議を行う。

第4節 我が国金融・資本市場の役割

- (1) 今後、ますます世界経済の一体化が進み、我が国と先進諸国やアジア等途上国との経済的結び付きが深まっていくと見込まれる中において、内外に開かれ、革新的でかつ安定的な金融・資本市場を提供することが求められている。このため、取引のグローバル化の進展、市場間競争の強まり、円の国際化に対するニーズの高まり